令和９年度　大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業

募集要項

民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、市の所有する施設又は市が実施するイベント等（以下「対象施設等」という。）に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を付与していただくネーミングライツ事業を実施することとし、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業実施要綱に基づき、次のとおりネーミングライツパートナーを募集します。

１　募集の概要

（1）対象施設等

別紙１「応募条件一覧表」のとおり。

ただし、ネーミングライツパートナーが付与する名称は施設の愛称であることから、対象施設等の条例に規定する施設等の名称の改正は行いません。

（2）対象施設等の概要

別紙２「対象施設等概要シート」のとおり。

（3）応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人その他の団体（以下「法人等」という。）または個人もしくは当該ネーミングライツパートナーと本市との仲介業務を行うことができる広告代理を営む法人（以下「代理店等」という。）とします。

なお、代理店等の場合は、ネーミングライツパートナーになることを希望する法人等または個人の提示が必要です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者は応募することができません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
② 消費者金融
③ 商品先物取引に関するもの
④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）
⑤ ギャンブルにかかるもの
⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの

⑦ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
⑧ 探偵事務所等の調査会社
⑨ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
⑩ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員
⑬ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者
⑭ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
⑮ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止や行政処分を受けている企業等
⑯ 市税を滞納している事業者
⑰ その他財政局長が不適当と認めるもの

（4）応募条件

別紙１「応募条件一覧表」のとおり。

- ネーミングライツ料は、本市が定める最低募集価格以上とします。なお、応募いただくネーミングライツ料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。
- 愛称の使用開始時期については、協議により確定します。
- 希望愛称使用期間は、愛称使用可能期間内で１年単位で希望してください。
- 希望愛称を含めて審査するため、申込み後の愛称は変更できません。
- 利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の愛称は変更できません。

（5）募集期間

令和８年 11 月２日（月）から令和９年１月８日（金）まで

２　ネーミングライツ付与の条件

(1) 愛称の表示条件

対象施設等の愛称として、法人名、商品名及びブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

なお、指定管理者等の意向により、ネーミングライツの行使ができないことがあります。

ネーミングライツの付与を決定する場合において、愛称が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、不適格とします。

① 法令等に違反するもの
② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
③ 人権侵害となるもの
④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
⑭ 個人の氏名及び個人の氏または名
⑮ 大阪市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれがあるもの
⑯ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) パートナーメリット

対象施設等のパートナーメリットは、別紙２「対象施設等概要シート」における「パートナーメリット」欄をご参照ください。

- 愛称看板等の設置については、各施設の「パートナーメリット」欄に記載している「愛称看板の掲出箇所」を基本としますが、これ以外の場所へ設置を希望される場合は、ネーミングライツパートナー優先交渉権者決定後に協議することとします。
- 愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、大阪市と協議のうえネーミングライツパートナーにおいてご検討いただきご提示願います。なお、愛称看板等の大きさや色彩等については、大阪市屋外広告物条例（昭和 31 年大阪市条例

第 39 号)、大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）等による実施の制限がありますのでご注意ください。

- 愛称看板等の設置にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーにおいてご負担いただきます。
- 愛称看板等の設置にあたり、大阪市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、ネーミングライツパートナーにおいて申請し、条例に定める手数料をご負担いただきます。
- 大阪市ホームページ等において、対象施設等の愛称を表示します。ただし、パンフレットなどの印刷物については、愛称使用開始後に作成開始するものを対象とします。（広報媒体によっては費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）
- ネーミングライツパートナーシップ協定（以下「協定」という。）の締結後、ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツを行使するうえで愛称看板等の増設などの要望を本市に伝えることができます。（ただし、必ずしも要望内容を実現できるとは限りません。）
- 愛称期間終了後も引き続き愛称を継続したい場合は、対象施設等を所管する区長・局長等との協議により協定を更新することができます。

３　申込み方法等

「大阪市ネーミングライツパートナー申込書【様式１】」等をダウンロードして、必要事項を記入し、その他必要書類をご用意のうえ、行政オンラインシステムで提出してください。

※紙書類は、スキャナーで読込む等し、電子データとして添付してください。

【提出書類】

（１）法人等が提出する場合

①大阪市ネーミングライツパートナー申込書【様式１】
②ネーミングライツパートナー概要シート【様式２－１】
③誓約書【様式３－１】
④役員名簿【様式４】
⑤会社概要（様式不問）
⑥直近３か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
⑦登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑧市税にかかる納税証明書（直近年度分）
⑨愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの

※人格のない社団等の場合は、法人に準じた書類をご提出いただきます。

（２）個人が提出する場合
①大阪市ネーミングライツパートナー申込書【様式１】
②ネーミングライツパートナー概要シート【様式２－２】
③誓約書【様式３－１】
④事業概要（様式不問）
⑤直近３か年の所得税確定申告書（写）
⑥住民票記載事項証明書
⑦市税にかかる納税証明書（直近年度分）
⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの

（３）代理店等が申込者（法人等、個人）から委託され提出する場合
申込者（法人等、個人）にかかる（１）または（２）の書類
及び代理店等にかかる
①誓約書【様式３－２】
②役員名簿【様式４】
③会社概要（様式不問）
④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑤市税にかかる納税証明書（直近年度分）

４　募集に関する質問

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 18 日（金）までに電子メールにより、連絡先を明記のうえ、大阪市財政局財務部財源課税財政企画グループ電子メールアドレス（da0013@city.osaka.lg.jp）まで「質問票【様式５】」を送付してください。
その回答については、電子メールにより質問者へ回答したうえで、令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 30 日（月）受付分は令和８年 12 月４日（金）に、令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 18 日（金）受付分は令和８年 12 月 25 日（金）に、法人名等を除き、質問とその回答の概要を大阪市財政局ホームページ「市所有施設等におけるネーミングライツパートナーを一斉に募集します」において公表します。

５　施設見学

施設の見学を希望される場合は、施設管理者等と見学日程等の調整をさせていただきますので、大阪市財政局財務部財源課税財政企画グループまでお問い合わせください。

６　選定方法

（1）大阪市公共施設等ネーミングライツパートナー審査委員会を設置し、提出書類の内容や施設管理者等の意見を踏まえ、ネーミングライツパートナーとしての適格性や提案

金額等について審査を行い、不適格事項が無ければ、ネーミングライツパートナー候補とします。

(2) ネーミングライツパートナー候補のうち、対象施設等毎にネーミングライツ料の提示年額の高いものから順に優先交渉順位を決定し、最も高い金額を提示した者を優先交渉権者とします。なお、最高提示年額による申込みが複数ある場合には、希望愛称使用期間が長いものを、希望愛称使用期間が同一の場合は、ネーミングライツパートナー候補による「くじ引き」により優先交渉権者を決定します。また、複数の対象施設等について一括応募がある場合には、当該一括応募の提示年額が、当該一括応募の対象施設等における個別応募の最高提示年額の合計を上回る場合は当該一括応募の応募者を優先交渉権者とするなど、今回の募集全体で大阪市の収入額が最大となるネーミングライツパートナー候補を優先交渉権者とします。

(3) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。
選定結果の通知は、令和９年２月下旬頃を予定しています。

(4) 優先交渉順位の決定後、対象施設等を所管する区長・局長等が優先交渉権者と個別に協定の締結に係る交渉を行い、本市及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、協定は本市とネーミングライツパートナー間で締結します。

(5) 決定したネーミングライツパートナーについては、大阪市のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号）の定めるところにより、公開されることがあります。

7　申込みの無効

申込書等の提出書類の提出後、応募資格が無いことが判明した場合は、申込みを無効とします。

（問い合わせ先）

〒530－8201　大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号　大阪市役所 6 階
大阪市財政局財務部財源課税財政企画グループ
TEL：06－6208－7739　FAX：06－6202－6951